

(趣旨)

第1条 この告示は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、市が導入する評価システムに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評価システム 事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後既に長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には、事業を休止又は中止することをいう。
- (2) 事業採択 事業費が予算化された時点をいう。
- (3) 事業費 測量試験費等委託料、用地補償費、工事請負費等の経費をいう。

(評価の対象となる事業の範囲)

第3条 評価の対象となる事業は、市が起業及び補助する公共事業とする。ただし、この場合の公共事業とは、国又は県が費用の一部を負担する普通建設事業及び市単独で実施する普通建設事業をいう。

(評価を実施する事業)

第4条 評価を実施する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業 事業費が予算化され5年間経過した後も、用地買収手続と工事のいずれにも着手していない事業とする。ただし、土地区画整理事業について、権利変換等が実施されている場合は、対象としない。
- (2) 事業採択後長期間が経過している事業 10年間を経過した時点で、一部供用されている事業を含め継続中の事業とする。ただし、国庫補助事業において、各事業評価実施要領等に定めがあるものについては、その要領等が定める期間を経過した事業とする。
- (3) 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業 事業採択前の準備・計画段階で個別箇所が明確になる事業については、再評価を実施するものとする。この場合において、「準備・計画段階」とは「道路事業及び街路事業については、地域高規格道路等の大規模な事業箇所に着工準備費が予算化されてから事業採択に至るまでの段階、ダム事業については、実施計画調査費が予算化されてから河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは「5年間」とする。
- (4) 国の要領等の定めにより事前評価が必要な事業 国の要領等の定めにより事前評価が必要な国庫補助事業については、各省庁の要領等に基づき、事前評価を実施するものとする。
- (5) 市長が特に必要があると認める事業 再評価実施後10年を経過した事業

及び社会経済情勢の急激な変化等により、市長が特に必要があると認める事業については、随時評価を実施するものとする。

(評価の実施)

第5条 評価の実施主体は、市とし、実施のフロー図は、別表第1のとおりとする。

(実施時期)

第6条 評価の実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- (2) 第4条第2号の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施する。
- (3) 第4条第3号の事業については、道路・街路事業は着工準備費、ダム事業は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
- (4) 第4条第4号の事業については、事前採択前の段階において実施する。
- (5) 第4条第5号の事業については、随時当該年度末までに実施する。

(対応方針案の作成)

第7条 市長は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、加工、整理等によって、評価に係る資料作成を行い、事業の妥当性、事業の継続、休止又は中止の方針(以下「対応方針」という。)案を作成する。

(対応方針の決定)

第8条 市長は、対応方針案に対して、第11条に規定する三次市公共事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を尊重し、当該事業の対応方針を決定する。その後、必要に応じて、国庫補助金交付等に係る要求を行うものとする。

(河川事業及びダム事業の取扱い)

第9条 河川事業及びダム事業における再評価の実施手続については、河川法(昭和39年法律第167号)に基づく河川整備計画の策定・変更の規定等によることができるものとする。

(評価結果及び対応方針の公表)

第10条 市長は、評価の結果を、対応方針等の結論に至った経緯、評価の根拠等とともに公表するものとし、公表の時期は、基本的に国の年度予算の実施計画が承認された後とする。ただし、個別箇所で予算内示される事業については、政府予算案の閣議決定後に公表するものとする。

(三次市公共事業評価監視委員会)

第11条 市長は、評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として学識経験者等から構成される三次市公共事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(評価の方法)

第12条 事業ごとに評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等(以下「評価手法」という。)については、国の策定する評価手法を

採用するものとする。

(評価の視点)

第13条 評価を行う際の視点は、次のとおりとする。

- (1) 事業の必要性や進捗状況
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (3) 費用対効果分析の要因の変化
- (4) コスト縮減や代替案の立案等の可能性

(事業の状況に応じた評価手法の設定)

第14条 市長は、事業の進捗状況、地域の実情等から判断し、チェックリスト等による評価手法又は詳細な評価手法を設定するものとする。ただし、チェックリスト等の評価手法による再評価により要因の変化等が認められた場合には、詳細な評価手法による再評価を実施するものとする。

2 事業の状況に応じた評価実施のフロー図は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第97号)

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第46号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。